様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科研費
KAKENHI

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　５ 年　５ 月 ３０ 日現在

機関番号：１０１０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2017～2022
課題番号：１７Ｋ０３４６１

研究課題名（和文）中小企業の早期再生促進と保証規制のあり方に関する比較法研究

研究課題名（英文）Promoting early rehabilitation of SME and protection of guarantors

研究代表者
齋藤　由起（Saito, Yuki）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：４０４０００７２

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,700,000円

研究成果の概要（和文）：　本研究は、2017年民法改正によって拡充された保証人保護規定の解釈論の検討を通じて、中小企業の資金調達の可能性を確保するため、また、経営難に直面した中小企業の早期再生を可能にするために、中小企業金融において重要な役割を果たしてきた経営者保証人の民法による保護の可能性とその限界、さらにソフトローによる個人保証規制との補完関係を明らかにした。また、フランスにおける、民法典・消費法典などにおける自然人保証人の保護、主債務者の倒産手続における自然人保証人の処遇、さらに、個人事業者の保護に関する立法動向を分析し、個人（特に経営者）保証人をめぐる法規制の日仏の特徴を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究による成果の第1点は、2017年改正後の日本民法の保証規定全体の解釈を検討し、保証人保護規定の内容と限界を明らかにした点にある。第2に、従来中小企業金融において必要性・有用性の認められてきた個人保証人の処遇の変遷を、平時および主債務者が経営難に直面した時期について、民法規定に限らず広く検討対象として、日本法とフランス法を比較分析したことにより、各国の個人保証規制の手法や内容に関する特徴を明らかにした。特に、フランス法について経済政策との関連付けをしながら包括的な研究を行った点には、比較法的に重要な意義がある。

研究成果の概要（英文）：Through an examination of the interpretive theory of the guarantor protection provisions expanded by the revision of the Civil Code in 2017, we clarified the Civil Code's protection and his limitations of management guarantors, which has played an important role in SME financing to enable SME to secure their financing possibilities and to enable the early rehabilitation of SMEs facing financial difficulties. We also analyzed the complementary relationship between the protection provided by the Civil Code and the regulation by soft law. In addition, we analyzed the protection of natural person guarantors in the French Civil Code, Consumption Code, etc., the treatment in France of natural person guarantors in insolvency proceedings of the main debtor, and legislative trends in France regarding the protection of the business operator, and clarified the characteristics of Japanese and French laws and regulations regarding individual (especially managerial) guarantors.

研究分野：民法

キーワード：民法　保証　フランス法

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

本研究は、2017（平成 29）年度に開始した研究であるが、本研究の開始当時は、民法（債権関係）に関する改正に関する法律（2017 年 5 月成立）の成立直前の時期であった。日本では、伝統的に、根保証について、信義則による責任制限という形で裁判官による契約内容への介入が認められていたほかは、保証人保護に謙抑的であったが、1990 年代末に、バブル経済崩壊後の不況下での金融機関の貸し渋りに伴って台頭した商工ローンによる根保証の濫用の社会問題化を経て、2002 年以降、「起業の促進と廃業における障害除去」及び「担保・保証に過度に依存しない融資」という見地から、個人保証人の保護は、金融政策上かつ立法上の課題として位置づけられるようになった。こうした中、2004 年の第 1 回目の民法の保証規定改正を経て、2017 年改正によって、保証人保護に関する方策が拡充されつつあった。

他方で、民法の外で、行政規制や業界の自主規制ルールといった、いわゆるソフトローによる保証人保護・保証規制がその領域を拡大しつつあった。2008 年の中小企業庁による信用保証協会に対する第三者個人の求償保証人への徴求禁止、2011 年の金融庁による金融機関に対する第三者個人保証人徴求禁止は、金融機関等の監督指針にとりこまれ、金融機関にとって絶対的な効力を発揮しており、事業のための融資保証の場面では、第三者個人保証人の保護の民法上の要請は事実上不要となっていた。また、2014 年 2 月から適用が開始された「経営者保証ガイドライン」は、主債務者たる会社及び経営者保証人の法的・私的債務整理において、一定の場合に、経営者保証人に華美でない自宅を含む破産時の自由財産以上の資産を残すことを認めており、過大な保証責任からの保証人の保護については倒産局面で手当てされていたとも言える。このガイドラインも、全国銀行協会連合会と日本商工会議所が事務局となって策定された自主規制ルールであるが、金融庁の監督指針に取り込まれて事実上の強制力を持つに至っていた。

このように、個人保証、とりわけ事業融資に関する個人保証の規制が、民法とソフトローによる規制の二重構造をなしつつあったのが本研究開始当時の法状況であったところ（この状況は現在でも同様である）、改正民法による保証人保護規定の解釈を明らかにし、経営者保証の規制のあり方を民法内で探ること、また、主債務者の経営難に直面した場合において、経営者たる保証人に主債務者たる企業の再生に向けた措置を速やかに講じることを促進する仕組みを構築することが課題となっており、そのためには、民法と倒産法の垣根を越えた検討が必要であった。

２．研究の目的

上記（１．）のような状況の下で、本研究の第 1 の目的は、2017 年改正によって新設・拡充された保証人保護に関する諸規定の解釈を検討することを通じて、中小企業の資金調達可能性の確保という政策的観点を考慮に入れて、経営者保証人の平時における保護の可能性とその範囲・限界を明らかにすることにあった。

また、第 2 の目的は、主債務者たる企業が経営難に直面した場合において、経営者保証人が主債務者たる企業の再生に向けた措置を速やかに講じるインセンティヴを与えるという観点を考慮に入れて、保証法の原則的ルールをどのように修正すべきかを検討することにあった。

さらに、第 3 の目的は、中小企業金融における個人保証の有用性を前提としつつ、個人保証人の保護のための立法・判例法理が進展しているという現象は、20 世紀後半以降に海外でも見られる現象であるところ、日本法における個人保証人保護に関する法発展の特徴を、比較法的な観点から明らかにすることである。

３．研究の方法

上記（２．）の研究目的を達成するための方法としては、まず第 1 に、日本民法の保証の新規定について、個人保証人保護規定も含めて広く分析することにより、従来の議論における新規定の位置づけを整理し、また、各規定あるべき解釈を明らかにするための解釈作業を行った。経営者保証ガイドラインについても、ガイドラインの個々の規定および適用例の検討を行った。

第 2 に、中小企業・零細企業金融を発展させるため、民法に限らず様々な法分野で立法が個人事業者の資産を保護するための立法が行われ、また、実務において、経営者保証が多用され、個人保証人の保護が判例・立法を通じて発展してきたフランス法についての研究を、民法・倒産手続の両面を通じて包括的に行うことによって、新たな視点を獲得して日本法への示唆を得つつ、また、日仏の法比較によって日本法の特徴を浮かび上がらせることを可能にした。

以上の研究は主に文献資料の検討によって行ったが、本研究は実務と深く関わるものであるから、必要に応じて、可能な限り実務家へのインタビュー調査を実施し、文献研究を補完した。

４．研究成果

（1）　日本法について、2017 年改正後の民法の保証規定では、新たに整備された契約締結前・締結時の情報提供型規制（465 条の 6～9、465 条の 10）の対象は、第三者個人保証人である。第三者保証人は、自ら収集し、または提供された情報に基づき、厳格な手続をふんで自ら保証契約の締結を選択した以上、たとえ保証債務が自己の資力に見合わなくても責任を負うという、私

的自治の原則に基礎をおいた保護手法が貫徹された。もっとも、金融庁・中小企業庁の第三者保証徴求の原則禁止を取り込んだ経営者保証ガイドラインの事実上の強制力に照らすと、第三者保証人は、2017 年改正時にすでに金融機関による事業融資の際に実質的に排除されていたということができ、民法上の契約締結時規制の意義は大きくなく、シンボル的な意義をもつにとどまっていたと評価することができる。保証契約締結後の情報提供義務（458 条の 2：法人保証人と個人保証人を対象、458 条の 3：個人保証人のみ対象）では、保証人の属性が第三者であるか否かは考慮されず、保証の未必性と無限責任性に照らして、民法が、一定の要件の下で、保証人の負担を重くしないようにする債権者の協力・配慮義務を具体化したものと捉えるべきものである。保証契約締結後の主債務の残額の状況や、主債務者についての期限の利益の喪失を保証人に知らせることで、保証人が早期に保証債務を履行するなどして責任の拡大を防止する機能を有するが、主債務者の状況を最もよく知る立場にいる経営者保証人にとっては実益が乏しいことは明らかである。

経営者保証人については、金融実務における必要性があり、経営者保証について契約締結手続を厳格化しすぎると、かえって資金を要する中小企業が融資を得られなくなるとして、保証意思宣明公正証書作成義務による「保護」の対象外であり（民 465 条の 9 参照）、経営者保証ガイドラインにおいても一定の必要性と有用性が認められ、実際に経営者保証は利用されている。しかし、2022 年 12 月に金融庁が策定した「経営者保証改革プログラム」により、経営者保証の徴求自体を抑制する方向性が明確に示された。これにより、日本では、民法上は私的自治に基礎を置く保護規制という立場を貫き、ソフトローが中小企業の早期事業再生等といった政策的観点からドラスティックな保護（排除）規制を引き受けることによって、経営者も含む個人保証人の過剰債務問題を解消しようとしつつあることが明らかになった。もっとも、このプログラムが今後経営者保証徴求の実務を完全になくすことにつながるのは現時点では未知数である。

民法典の個々の保証規定の解釈については、本研究期間内に公刊した論文、コンメンタール、教科書等の中で示している。また、2019 年 3 月に大阪において、主催者の 1 人として開催し日仏シンポジウム「フランス担保法の現在――倒産手続における処遇の観点をふまえて――」においては、日本法における人的担保の特徴をもとに対照報告を行い、日仏の個人保証規制の特徴について、フランス人研究者との間で議論を行った。

（2）フランス法について、本研究では、個人保証に関する規制を、いわゆる民法的な観点からの保証人保護だけでなく、倒産手続における保証人の処遇、さらに、個人事業者の個人資産の保護という政策における保証人の処遇、という 3 つの観点から分析し、さまざまな形で個人保証人を保護している諸規定を、その背後にある法政策・経済政策との関係で位置づけながら描き出すことを試みた。これにより、次のことが明らかになった。

フランスでも、従来、講学上、経営者保証人と第三者保証人が区別されていた。経営者保証人は、主債務者が複数社員による有限・無限責任会社のほか、有限責任一人企業等の場合に利用されるのであり、事業債務の保証の大半を占める。経営者保証人は、法人格の利用による有限責任を無限責任化するために利用されるが、経営者の運命を会社の運命と一体化させて経営者に誠実な経営に専念させる意図もある。これに対し、主債務者の配偶者などの近親者によって、無償で引き受けられた保証人（第三者保証人）としては、個人事業主（有限責任個人事業主〔EIRL〕を含む）の配偶者保証人や、消費者信用における個人保証人が典型的である。かつての判例・民法学説では、経営者保証人は弱者たる当事者に該当せず、保護の必要性が否定される傾向があったが、これに対し、特別法において多数の立法があった保証人保護規定のうち、特に多くの規定がおかれた消費法典においては、経営者も第三者と同じ自然人というカテゴリーで把握され、事業者たる債権者と対比される構造がとられたことにより、経営者保証人にも第三者保証人と同等の保護が与えられることが正当化されたことが明らかになった。そして、個々の方策（手書記載要件、過大な保証の内容規制である比例原則、保証契約締結後の情報提供義務）が消費法典を経由して、修正を経て、2021 年 9 月 15 日のオルドナンス第 1192 号によるフランス担保法改正によって民法に統合される際には、自然人としての保証人保護は所与のものなった。民法典に収斂された保証人保護規定には、特別法の民法典への影響が見いだされるとともに、個人保証人保護のあり方としても、保証契約締結時の厳格な手続規制は緩和され、保証契約締結時の債権者による保証人の資力調査義務を前提とする保証契約の内容規制の色彩が強くなったことが明らかになった。

他方で、1985 年の倒産手続改革以降の、倒産手続における保証人（人的担保）の処遇の変遷を、物的担保の処遇の変遷と合わせて検討したことにより、企業再建型の倒産手続の継続中、倒産債務者の所有財産に対して設定された伝統型の物的担保（抵当権等）の実行が禁止される中、その実行について倒産手続の影響を受けない所有権移転型担保や、第三者の一般財産を引当てとする人的担保（保証）の需要が高まったものの、保証については、経営者保証人が自己の資産上への責任追及を恐れて、経営難に陥った自己の会社の再建型手続に着手するのが遅れるという事態を防ぎ、経営者に会社の再建型手続への着手の早期対処を促進するという政策的な趣旨に基づいて、複数回の法改正を経て、現在では、再建手続の継続中は、自然人である保証人および物上保証人に対する責任追及および担保の実行が禁止されるに至っていることを明らかにした。

さらに、経済を活性化させるために起業を促進するために、個人事業者の事業融資の引当てなる個人事業者の資産を、事業のための資産か否かという基準によって事業資産と個人資産に分

離し、事業に挑戦して結果的に失敗するに至った個人事業者の個人資産を保護するために立法された個々の規定に着目し（執行順序、主たる不動産への差押禁止、有限責任個人事業者等）、この動向を、第三者の資産を主債務者の事業上の負債の引当てとする個人保証人の保護の発展動向を照らし合わせることによって、フランスにおける自然人保証人保護の議論の発展が、単に「自然人」の「保護」という観点でもたらされたものではなく、個人事業者に関する政策とも関連付けられることが明らかになった。

（3）以上を照らし合わせることにより、日仏両国の個人保証規制ないし個人保証人の保護の特徴が明らかになった。すなわち、日本では、民法レベルでは保証契約締結時の情報提供を整備して契約締結手続を厳格化することで、保証人に自らが引き受ける責任の内容と大きさを認識させて、保証契約を締結するか否かの意思決定を支援し、他方で、保証契約締結後についても必要な情報を与えて、保証債務の早期履行の意思決定を支援することにより、いずれの時点においても保証人の意思決定を支援することを徹底する一方で、債権者に保証人の資力を調査する義務を課さず、保証契約の内容規制も行われない。もっとも、ソフトローレベルで、事業融資の場面で、個人による保証契約の締結自体を厳しく抑制する政策がとられており、今後の実務動向次第では、民法上の問題から排除される可能性すらある。これに対し、フランスでは、日本と異なり、事業融資にとっての個人保証の必要性は現在のところ認められている。そのうえで、保証契約締結時に保証人に保証債務の内容及びその範囲を認識させるために規定されていた厳格な手書記載事項が数多くの訴訟を生じさせたという状況をふまえて、保証契約の締結の要式を緩和し、他方で、比例原則の修正により、保証契約締結時における債権者による保証人の資力調査義務を強化している。保証契約締結の間口を広くとりつつ、保証人の資力に応じた必要な保護を与え、主債務者の倒産時には、さらに主債務者の再建可能性の確保の観点から別個の保護を与えることによって、主債務者たる事業者の状況（平時、再建可能時、清算時）に応じて、個人（経営者）保証がその時々の役割を発揮できるような仕組みを構築している。

日本の中小企業金融において、今後経営者保証の利用が完全に消滅するかは未知数であるが、これがなくならない限り、保証人の過剰債務にどのように対処するかという問題は残される。また、事業債務の保証以外に目を向けると、個人保証人の過大保証に対する手当てはされていないので、比例原則に関する議論は大いに参考になる。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計12件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　2件）

１．著者名 片山直也＝齋藤由起／共訳	４．巻 94巻6号
２．論文標題 「二〇一七年フランス担保法改正準備草案――アンリ・カピタン協会グリマルディ委員会による条文案およびその解説――」	５．発行年 2021年
３．雑誌名 法學研究	６．最初と最後の頁 67－125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 478号
２．論文標題 保証人に対する情報提供義務	５．発行年 2020年
３．雑誌名 法学教室	６．最初と最後の頁 23－29頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 30
２．論文標題 フランスにおける自然人保証規制の多層的展開――「自然人保証人」の法、「他人の債務のための担保」の法への収斂？	５．発行年 2019年
３．雑誌名 日仏法学	６．最初と最後の頁 51‐71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 69巻3・4号
２．論文標題 分別の利益に関する一考察	５．発行年 2019年
３．雑誌名 阪大法学	６．最初と最後の頁 677-701
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 －
２．論文標題 保証債務――概観	５．発行年 2018年
３．雑誌名 潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野目章夫編『詳解改正民法』	６．最初と最後の頁 239-247
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 89巻10号
２．論文標題 個人保証規制のあり方を考える――フランスにおける事業債務の保証規制を手がかりに（上）	５．発行年 2017年
３．雑誌名 法律時報	６．最初と最後の頁 97-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 89巻11号
２．論文標題 個人保証規制のあり方を考える――フランスにおける事業債務の保証規制を手がかりに（下）	５．発行年 2017年
３．雑誌名 法律時報	６．最初と最後の頁 144-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 齋藤由起	４．巻 上
２．論文標題 主たる債務の弁済期の延期による保証人への影響	５．発行年 2018年
３．雑誌名 瀬川信久先生＝吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題〔上巻〕』	６．最初と最後の頁 509-527
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計2件（うち招待講演　1件／うち国際学会　1件）

1．発表者名 片山直也・齋藤由起
2．発表標題 「2021年フランス担保法改正オルドナンスの概要─動産・債権担保を中心に－」（齋藤は、「第1　2021年担保法改正の経緯および趣旨」「第4　所有権担保の改革」を担当）
3．学会等名 日仏法学会2021年度総会（招待講演）
4．発表年 2022年

1．発表者名 齋藤由起
2．発表標題 保証とその代替的手段――日本側対照報告
3．学会等名 日仏シンポジウム：フランス担保法の現在――倒産法における処遇の観点から（国際学会）
4．発表年 2019年

〔図書〕　計4件

1．著者名 鎌田薫・松本恒雄・野澤正充編／齋藤由起他著	4．発行年 2021年
2．出版社 日本評論社	5．総ページ数 352
3．書名 『新基本法コンメンタール債権1』（446条～465条〔166－187頁〕を担当）	

1．著者名 松岡久和・松本恒雄・鹿野菜穂子・中井康之編（齋藤由起は第5款保証債務〔356－394頁〕を担当）	4．発行年 2020年
2．出版社 法律文化社	5．総ページ数 1010
3．書名 『改正債権法コンメンタール』	

1．著者名	4．発行年
民法理論の対話と創造研究会編（伊藤栄寿＝荻野奈緒＝髙秀成＝齋藤由起＝白石大＝水津太郎＝鳥山泰志＝根本尚徳＝藤澤治奈＝山城一真）	2018年
2．出版社	5．総ページ数
日本評論社	323
3．書名	
民法理論の対話と創造	

1．著者名	4．発行年
石田剛＝荻野奈緒＝齋藤由起	2018年
2．出版社	5．総ページ数
日本評論社	256
3．書名	
債権総論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

6．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関